

# 台風等の非常変災時における対応について

## 1. 臨時休業の措置をとる場合

- 午前7時において、滋賀県全域または近江南部、栗東市に、「特別警報」あるいは「暴風警報」が発表中の場合は、臨時休業といたしますので、登校させないでください。その場合は、メールはいたしません。
  - 警報にはいろいろな種類があり、また、いくつかが組み合わせられる場合がありますが、「暴風」が含まれている場合のみ臨時休業とします。
- ※「特別警報」は、暴風に限らず、大雨、暴風雪、大雪、地震などすべての特別警報です。

## 2. 学校独自で臨時休業の措置をとる場合

- 滋賀県全域または近江南部に臨時休業の措置がない場合でも、子どもの安全確保を最優先して、校区の災害状況等により、本校だけを臨時休業にしたり、始業を遅らせたりする等の措置をとることがあります。その場合には、『治田西小安心メール』にて一斉配信させていただきます。

## 3. 登校後に「暴風警報等」が発表された場合について

- 登校後に暴風雨警報等が発表された場合は、『治田西小安心メール』で対応について一斉配信させていただきます。なお、メール配信システムに未登録の方は、学校より連絡を入れさせていただきます。ただし、学校の電話回線は2本ですから、多少時間がかかることをご了承ください。

\*下校時刻までに暴風警報が解除された場合

「分団下校」または「学年分団下校」を行い、教師も各分団に分かれて指導します。

\*警報が解除されない場合

「児童は全員、学校に待機」としますので、必ず保護者のお迎えをお願いします。学童保育を利用されている方は各学童保育所へお問い合わせください。

- 臨時下校した時の家庭での過ごし方についてご家庭でも話し合っておいてください。また、ご近所の助け合いも含めて考えていただきますようお願いいたします。

## 4. 下校時に「雷雨や竜巻等」で危険が想定される場合について

- 『治田西小安心メール』にて「(例)しばらくの間、全児童を学校待機とします」と一斉配信させていただきます。この場合、待機時間内での未登録者全員への電話連絡は不可能なため、未登録者への電話連絡はしないことをご承知おきください。

## 5. 栗東市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合について

- 学校は臨時休業とします。児童が在宅中の場合は自宅待機、在校時は授業を打ち切り、原則としてできる限り速やかに保護者とともに下校する対応をとります。

## 6. 安全指導について

- 大雨・洪水・台風時等の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。ご家庭においても通学路や児童の実態に即し、適切な注意や助言をお願いいたします。
- 警報・注意報が解除され、雨や風がやんだ後にも、河川の増水の危険性が残ります。遊び場や通学路に危険性がないかどうか、危険防止にご配慮いただきますようお願いいたします。
- 大雨・洪水・台風・大雪等の際、児童を遅刻・早退させる場合には、平常以上に学校（学級担任）との連絡を密にいただき、児童の登下校の安全に万全を期するようご協力ください。

◇この文書は、今後の非常変災時のためによくお読みいただき、大切に保管してください。

治田西小学校：電話（077）553-2017 FAX（077）553-2022